

<介護給付適正化支援事業の注意点>

○事業所への照会について

保険者からの委託を受け、本会にて介護給付費明細書の給付実績等の点検を行った際に、事業所への確認が生じた事例に対して、確認届・照会事項を送付し、請求内容について照会させていただきます。

○全てが請求誤りというわけではありません。

事業所側の請求が誤っている場合もありますが、確認のために送っている側面もありますので、本会から確認の文書が届いたからといって、一概に請求誤りということではありません。

○確認届や照会事項はいくつかの種類があります。

本会ホームページに各帳票の出力内容や記載例を掲載していますので、参考にしてください。

○算定の可否及び過誤調整の判断については、事業所側で行います。

本会からの帳票により、請求内容を改めて確認していただき、算定の可否を判断してください。
算定が可能な場合は、「過誤調整をしない」
算定が不可な場合は、「過誤調整をする」を選択していただきます。
※回答内容によって、本会からお電話で問い合わせをする場合があります。

○保険者への過誤申立は不要です。

本会から送付された確認届・照会事項において「過誤をする」と回答した場合は、事業所から保険者への過誤申立は必要ありません。事業所から本会への回答で過誤調整処理を実施いたします。

○再請求は回答期日の翌月から可能です。

本会から送付された確認届・照会事項において「過誤をする」と回答した場合は、回答期日の翌月に本会にて同月過誤の処理を行います。事業所側の再請求についても回答期日の翌月からとなります。

○既に過誤調整済みの場合は、その旨を回答してください。

本会からの照会と同じ内容で過誤調整を既に実施済みの場合は、お知らせください。